

鳥取縣公報

規則

昭和二十四年二月十五日
第十九百八十五号 火曜日

本書ノ大キナハ國定規格▲5刊

◆鳥取縣規則第九号

食品衛生法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條 食品衛生法（以下法という）第五條届書の規定による当該吏員は屠畜検査員とする。

第二條 食品衛生法施行規則（以下規則という）第十四条の規定による製品検査合格証は試料として採取したるものに相当する数書についてこれを発行する。

第三條 法第二十七條の規定による營業施設基準は別表とする。

第四條 規則第二十條の規定による申請書は別記様式第

一号乃至第三号とする。

第五條 法第二十一條の規定によつて許可を受けた営業者がその営業を廃止したときは、別記様式第四号による廃止届に許可証を添え十日以内に知事に提出しなければならない。

前項の営業者が死亡し又は失そうの宣告を受けたときは戸籍法の規定により届出義務者から、法人が解散したときは清算人から前項の手続をしなければならない。

第六條 規則第二十一條の規定による変更届出は別記様式第五号とする。

第七條 法第二十五条の規定による鳥取縣食品衛生委員会については別にこれを定める。

第八條 法又は規則及びこの細則によつて厚生大臣に提出する申請書は正本一通副本二通とし、知事に提出する申請書又は届書は正副二通を作成して営業所々在地

00830

を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

清涼飲料水營業取締規則施行細則（昭和六年鳥取縣令第三十四号）、冰雪營業取締規則施行細則（明治二十三年鳥取縣令第三十号）、牛乳營業取締規則施行細則（昭和十年鳥取縣令第七十号）、羊乳營業取締規則施行細則（昭和十一年鳥取縣令第一号）、獸肉販賣取締規則（昭和十一年鳥取縣令第十号）、飲食店營業規則（昭和二十一年鳥取縣令第十七号）はこれを廢止する。

この規則施の際現に營業の許可を受けて当該營業を営んでゐる者の施設については、昭和二十四年五月三十一日まで第三條の規定は適用しない。

00831

00830

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の
住所氏名、定款の寫)

二、營業所々在地

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、營業の種類

五、營業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす圖面

六、營業所の構造設備の大要を記載した仕様書

七、營業所の構造設備の大要を記載した平面圖及び立體圖（縮尺五十分の一乃至百分の一）

八、使用水（原料水、雜用水）が上水道の場合はその旨、その他の場合はその種別、排水場所、排水方法並びに水質試驗成績書

九、製品の種類及び商品名

十、原料品名及びその配合分量、製造又は加工方法

十一、製品の容器又は包装の種類及びそれに貼付する票紙の見本

十二、製品の見本

十三、使用水（原料水、雜用水）が上水道水の場合は右の通り、() 計算を致したいので食品衛生法第二十一条による許可を与えられたたい

様式第一号（飲食店營業、喫茶店營業、食肉販賣業、冰雪卸賣業）

一、住 所

氏 名

生年月日

右 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

(註) 食肉販賣業、冰雪卸賣業については仕入先を記入のこと

様式第二号（生菓子製造業、かん詰、びん詰食品製造業、

清涼飲食水及び保存飲料水製造業、乳製品製

造業、牛乳加工品及び類似品製造業、ハム、

ソーセージ、ベーコンの類又は魚肉練製品製

造業、冰雪の採取製造業、氷菓子製造業）

() 營業許可申請書

一、住 所

氏 名

生年月日

右 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

二、營業所々在地
(法人の場合はその名称、所在地及び代表者
住所氏名、定款の寫)

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、營業の種類

五、營業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす圖面

六、營業所の構造設備の大要を記載した仕様書

七、營業所の構造設備の大要を記載した平面圖及び立體圖（縮尺五十分の一乃至二百分の一）

八、使用機械器具の種類、名称及び個数

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の
住所氏名、定款の寫)

九、製品の種類及び商品名

十、原料品名及びその配合分量、製造又は加工方法

十一、製品の容器又は包装の種類及びそれに貼付する票紙の見本

十二、製品の見本

十三、使用水（原料水、雜用水）が上水道水の場合は右の通り、() 計算を致したいので食品衛生法第二十一条による許可を与えられたたい

様式第三号（牛乳処理業又は特別牛乳搾取処理業）

() 營業許可申請書

一、住 所

氏 名 印

生年月日

鳥取縣知事 殿

00832

住所氏名、定款の寫

鳥取縣知事 殿
(註)牛乳処理業については第六項を省略する
食品衛生法施行細則第六條による廃止届
様式第四号

- 一、營業所々在地
三、營業所の名称、屋号又は商号
四、營業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす圖面
五、營業所の構造設備の大要を記載した仕様書
六、營業所の構造設備の大要を記載した平面図及び立

体図(縮尺五十分の一乃至二百分の一)

七、一日の牛乳処理予定量及び牛乳の仕入先

八、牛乳の種別及び処理方法(殺菌の有無及び低温高

溫殺菌の別)

九、使用機械器具の名称及び圖面

十、使用水(原料水、雑用水)が上水道水の場合はそ

の旨、その他の場合はその種別、採水場所、採水方

法並びに水質試験成績書

右の通り()營業を致したいので食品衛生法第二

十一條による許可を與えられたい

年 月 日

右 氏 名 印

16203

00833

住所氏名、定款の寫

鳥取縣知事 殿
(註)牛乳処理業については第六項を省略する
食品衛生法施行細則第六條による廃止届
様式第四号

- 一、營業所の名称、屋号又は商号
二、營業所々在地
三、營業所の名称、屋号又は商号
四、營業の種類
五、許可番号

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の
住所氏名、定款の寫)

生年月日

鳥取縣知事 殿

右 氏 名 印

様式第五号

食品衛生法施行規則第二十一條による変更届

一、住 所 氏 名 生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の
住所氏名、定款の寫)

年 月 日

一、調理場

(一)業務能力に応じた必要な面積を有すること

(二)採光及び換氣を充分にし調理に必要な照明設備

を有すること

(三)調理に必要な飲用に適する水の供給設備を有す

ること

(四)防塵、防そ、防虫の設備を有すること

(五)天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚物質の落下

を防ぐ構造であること

(六)床及び腰板は耐水材料を以て構築又は塗装し、

床面は平滑にして排水に便利な勾配を附け污水が
停滞しない構造とすると共に腰板は床から一米以上とする

こと

(七)原料又は器具の洗滌並びに消毒設備を有すること

(八)有蓋で堅牢な厨芥処理容器を有すること

別表

鳥取縣知事 殿

右 氏 名 印

食品衛生法施行細則第三條の規定による營業施設基準

飲食店營業

00834

い構造とすること

二、客室(客室を必要としない營業に於てはこれを省く)

喫茶店營業

一、調理場

(一) 業務能力に応じた必要な面積を有すること

- (二) 採光及び換氣を充分にすること
 (三) 防塵、防そ、防虫の設備を有すること
 (四) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造をすること

- (五) 清掃に便利な構造とすること
 (六) 便所

- (七) 防塵、防そ、防虫の設備を有すること

- (八) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造とすること

- (九) 清掃に便利な構造とすること

- (十) 流水式手洗装置を設けて清淨な水を充分に供給し得る構造とすること

- (十一) 採光、照明及び換氣を充分にし且つ清潔を保持し得る構造とすること

- (十二) 防そ、防虫、防臭の設備をすること

- (十三) 間隔を保つこと但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない

00835

00835

(一) 製品、原料、器具の保管所を汚染するおそれのない構造とすること

(二) 有蓋で堅牢な厨芥処理容器を設けること

二、客室

飲食店營業に準ずる

(停滯しない構造と共に腰板は床から一米以上とすること)

(三) 原料又は器具の洗滌並びに消毒設備をすること

(四) 製品原料、器具の保管所は汚染のおそれのない構造とすること

(五) 燃料置場、更衣室等は製造場外に設けること

二、便所

飲食店營業に準ずる

生菓子製造業

一、製造場

- (一) 業務能力に応じた必要な面積を有すること
 (二) 採光及び換氣は充分であること

- (三) 製造加工に必要な飲用に適する水を供給する設備をすること

- (四) 防塵、防そ、防虫の設備を有すること

- (五) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造とすること

- (六) 床及び腰板は耐水材料を以て構築又は塗装し、床面は平滑にして排水に便利な勾配を附け污水が

水菓子製造業

一、製造室

- (一) 業務能力に応じた必要な面積を有すること

- (二) 採光及び換氣は充分にし照明設備を有すること

- (三) 製造に必要な飲用に適する水を供給する設備をすること

- (四) 防塵、防そ、防虫の設備を有すること

- (五) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造とすること

床面は平滑にして排水に便利な勾配をつけ汚水が停滞しない構造とすると共に腰板は床から一米以上とすること

(七) 構造設備は製造室の(二)(三)(四)(五)を有すること

(八) 調合液又は器具機械の保管所は汚染のおそれのない構造とすること

(一) 構造設備は製造室の(二)(三)(四)(五)

(六) による外その面積は三、三平方米以上とすること

三、便 所

飲食店営業に準ずる

清涼飲料水又は保存飲料水製造業

一、製造室

(一) 製造室の面積は五十平方メートル以上を必要とし、びん詰機又は混合機各二個以上を設置する場合はそ

の一個を増す毎に六、五平方メートルをもすこと但し炭

(七) 器具及び容器の洗滌殺菌設備をすること

(六) 床及び腰板は耐水材料を以て構築又は塗装し、床面は平滑にして排水に便利な勾配をつけ汚水が停滞しない構造とすると共に腰板は床から一米以上とする

(四) 防塵・防そ、防虫の設備を有すること

(五) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造とし、地盤との距離を四メートル以上とす

る

四、便 所

飲食店営業に準ずる

一、製造室

(一) 業務能力に応じ必要な面積を有すること

(二) 採光及び換気は充分であること

(三) 製造加工に必要な飲用に適する水を供給する流水式設備をすること

(四) 防塵、防そ、防虫の設備を有すること

(五) 天井はねずみの尿尿、塵、埃等の汚染物質の落下を防ぐ構造とすること

(六) 床及び腰板は耐水材料を以て構築塗装し、床面は平滑にして排水に便利な勾配をつけ汚水が停滞しない構造とすると共に腰板は床から一メートル以上とすること

(七) 乳酸菌培養室は他の室と完全に遮断すること

三、給水装置

使用水(原料水及雑用水)を製造場から採取すること

ること

(一) 製造室においてはその室面積の三分の一以上の面積を有する窓を設け又はこれに代るべき採光面を設け且つ直接外気に面し、室面積の六分の一以上に相当する面積を開放しうるようとする

酸ガスを含有しない場合は最小面積十六、五平方メートルとすることができる

00837

00836

00838

(九) 容器器具の保管所は汚染のおそれのない構造とすること

(十) 有蓋で堅牢な厨芥処理容器を設けること

(十一) 燃料置場、更衣室等は製造室外に設けること
(黒肉、魚肉その他腐敗しやすいものは冷蔵庫を用いる)

一、原料貯藏室及び製品保管室

(一) 原料貯藏室及び製品保管室は製造室外に設けること
か又は不滲透性の隔壁を用いて遮断し清潔を保持し得る構造とすること(二) 原料貯藏室及び製品保管室は製造室外に設けること
か又は不滲透性の隔壁を用いて遮断し清潔を保持し得る構造とすること

(三) 高温高湿日光の直射する構造状態であつてはならない

(四) 防塵、防そ、防虫設備をすること

三、給水装置

(一) 使用水(原料水及び雑用水)を工場外から採取するときは水源保護施設を設け衛生上適当な誘導装置をすること

(二) 通風よく乾燥した處に設けること

(三) 防塵、防そ、防虫設備をすること

(四) 水槽室は二重にすること

冰雪の採取製造又は卸売業
一、採取場
飲食店営業に準ずる

四、便所

(一) 採取場及び氷池は人家及び公道から適当な間隔を保ち且つ墓地、埋火葬場、塵埃處理場、病院その他の不潔な場所から三百メートル以上の間隔を保ち且つ汚染のおそれのないこと

(二) 製氷室においてはその室面積の五分の一以上の有効面積を有する窓又はこれに代るべき採光面を設けること

(三) 天井、側壁は清潔を保持し得る構造とすること

(四) 地盤は周壁は耐水材料をもつて構築又は塗装し排水設備を有すること

(五) 床及び周壁は耐水材料をもつて構築又は塗装し排水設備を有すること

(六) 下水溝、下水管は不滲透質材料を以て造り有蓋とし防そ設備をすること

(七) 住宅又は物置等と同棟である場合には隔壁を設け完全に区分すること

(八) 採光、換氣、照明が充分であること

(九) 牛乳取扱室には牛乳の濃過、殺菌、冷却、冷藏及び罐詰に必要な設備をすること

(十) 牛乳取扱室には牛乳の濃過、殺菌、冷却、冷藏及び罐詰に必要な設備をすること

00839

(一) 飲用に供するものとそうでないものとは貯水室を区別すること

(二) 照明装置をすること

四、水 源

(一) 水源は近傍に汚染源がなく且つ污水浸入のおそれのない構造とすること

(二) 水源が地表水であるときは水源保護地帯を設けること

(三) 使用水(原料水又は雑用水)を工場外で採取するときは水源保護施設及び衛生上適当な誘導設備をすること

(四) 牛乳取扱室並びに器具取扱室は作業するのに充分な面積を有し最少限十二平方米とすること

(五) 便 所

(一) 牛乳処理場は少くとも牛乳取扱室、器具取扱室及び氣罐室に区割すること

(二) 牛乳取扱室並びに器具取扱室は作業するのに充分な面積を有し最少限十二平方米とすること

牛乳処理業

(一) 牛乳取扱室並びに器具取扱室は作業するのに充分な面積を有し最少限十二平方米とすること

二重張りとすること

二重張りとすること

(一) 牛乳取扱室並びに器具取扱室は作業するのに充分な面積を有し最少限十二平方米とすること

00840

(十一) 器具取扱室には牛乳を取扱うために必要な器具、容器の洗滌、滅菌及び保管に必要な設備をすること

(十二) 高温殺菌器には温度計をつけ、低温殺菌器には更に度量衡法の規定による検定証印のある自記

温度計の装置を施すこと

(十三) 表面冷却装置を設置する場合には防塵設備を

すること

(十四) 便所、糞尿溜その他衛生上有害と認められる箇所から適当な距離を有すること

(十五) 便所は衛生的で防虫、防雀設備とし、手洗所には流水式の手洗設備をすること

特別牛乳搾取処理業

(一) 特別牛乳搾取処理場は左の各号に該当する場所に設置してはならない

1 人家調密の場所

2 社寺、学校、公園、病院及び人の多數集合する場所

3 前各号の外衛生上の公害を生ずる虞のある場所

(二) 牛舎

1 牛舎は各建物から適当な距離を有すること

2 天井は三米以上の高さで堅密に張り採光、換氣

を十分にし且つ防塵、防虫設備をすること

3 地盤は周囲の地面より高くし地盤及び地盤から

高さ一米まで或はそれ以上の内壁はコンクリート

又はタイルその他不滲透質材料を以て築造し且つ

地盤には適当なる勾配を附し排水に便利な構造と

すること

(四) 牛乳取扱室

1 構造は(一)の各号(二)の2、3、4、5、

(三)の4、5によること

2 取扱室は他の建物(搾乳室を除く)と別棟とす

ること

3 搾乳室と同棟であるときは隔壁を設け兩室の出

入口を各々別に設けること

4 取扱作業をするに充分な面積を有すること

5 冷却設備を施すこと

6 必要な場合には低温殺菌の設備をすること

(五) 器具取扱室

1 構造は(一)の各号(二)の2、3、4、5によること

2 器具取扱作業に充分な面積とすること

3 器具の洗滌、滅菌に必要な設備をすること

4 窓及び出入口等には防塵、防虫設備をすること

5 更衣室及び流水式の手洗設備をすること

00841

房五房以上のときは前方より後方へ通ずる1、○
米以上の通路一箇所以上を設けること、但し牛房
対向式のときは中央通路は幅員一・五メートルとする
と

8 牛房後方にはコンクリート敷とし幅員○、三三

米以上、深さ○、一五メートルの適當な勾配を附し
な排水溝を設けること

9 糞尿溜に通ずる溝は不滲透質材料を以て築造す
ること

(三) 搾乳室

1 構造は(一)の各号(二)の2、3、4、5、に
よること

2 搾乳室は他の建物(牛乳取扱室を除く)から適
当な距離を有し別棟とすること

3 牛乳取扱室と同棟である場合は隔壁を設け兩室

の出入口を各々別に設けること

(六) 飼料貯藏室及び飼料調理室

1 構造は(一)の各号(二)の2、3、4、5、に
よること

2 器具取扱作業に充分な面積とすること

3 器具の洗滌、滅菌に必要な設備をすること

00842.

2 飼料貯藏室と飼料調理室が接近するときは隔壁を設けること

- 1 排水設備を有すること
- 2 周囲には堅固なる柵を設けること
- 3 調畜の数に応じて相当の面積を有すること
- 4 淨潔で乾燥し且つ樹蔭及び給水設備を有すること

(八) 粪尿溜、汚物溜
1 不滲透質材料で構築しその周縁は周囲の地盤より高くし雨水の流入を防ぐ設備をすること
2 牛舎から三米以上、飼料貯藏室、飼料調理室、搾乳室、牛乳取扱室及び器具取扱室から十メートル以上の距離を有すること
3 臭氣の発散を防止するに必要な設備をすること
4 及び(八)の各号によること

(九) 隔離舍
1 隔離舍は別棟とし各室建物から二〇メートル以上の距離を有し構造は(一)の各号(一)の2、3、4によること
2 牛舎から三メートル以上、飼料貯藏室、飼料調理室、搾乳室、牛乳取扱室及び器具取扱室から十メートル以上の距離を有すること
3 臭氣の発散を防止するに必要な設備をすること
4 及び(八)の各号によること

(九) 隔離舍
1 隔離舍は別棟とし各室建物から二〇メートル以上の距離を有し構造は(一)の各号(一)の2、3、4によること
2 牛舎から三メートル以上、飼料貯藏室、飼料調理室、搾乳室、牛乳取扱室及び器具取扱室から十メートル以上の距離を有すること
3 臭氣の発散を防止するに必要な設備をすること
4 及び(八)の各号によること

00843

00843

(三) 受乳室

構造設備は(一)の1乃至6によること

(四) 包装室

構造設備は(一)の1乃至6及び8によること

(五) 製品検査設備

検査に必要な設備をすること

(六) 器具取扱室

構造設備は(一)の1乃至7及び9によること

(七) 製品置場

構造設備は(一)の1乃至7及び9によること

(八) 給水装置

構造設備は(一)の1乃至7及び9によること

(九) 便所

直接作業場に附屬しないこと

- 2 流水式の手洗設備をすること
- 3 防虫、防そ、防臭設備をすること

- 1 飲用に適する水を充分に供給する設備をすること
- 2 製造に必要な各種機械器具及び殺菌の設備をすること
- 3 牛乳貯蔵(腐敗、変敗を起さない様)に必要な設備をすること
- 4 構造設備は(一)の1乃至6による外冷蔵庫其の備をすること

(二) 牛乳貯蔵室

構造設備は(一)の1乃至6による外冷蔵庫其の備をすること

2 出水口には完全なる消毒設備をすること
3 分娩は別棟とし適當なる廣さを有し、構造設備は(一)の各号(二)の2、3、4、5、に準ずること

(十) 分娩室

- 1 牛乳検査に必要な設備をすること
- 2 他の室と別室にすること

乳製品製造業、牛乳加工品及び類似品製造業

(一) 製造室

1 便所その他衛生上有害と認められる箇所から適當な距離を有すること
2 天井は適當なる高さに緊密に張り塵、埃等の落下しない様な構造とすること、なお二階を利用すること
3 作業をするに充分な面積とすること
4 採光、換気、照明が充分であること

(十一) 牛乳検査室
1 牛乳検査に必要な設備をすること
2 他の室と別室にすること

作業員の更衣室を設けること

(二) 便所、その他衛生上有害と認められる箇所から適当な距離を有すること

(三) 地盤は周囲の地面より高くし、地盤から高さ一メートルまで或はそれ以上の内壁をコンクリート又はタイルその他不滲透質材料を以て築造し且つ地盤には適當な勾配を附し排水に便利な構造とすること

(四) 採光、換氣、照明が充分であること

(五) 天井は適当な高さに緊密に張ること、但し二階を利用すること

(六) 飲用に適する水を充分に供給する設備をすること

(七) 作業場には従業者以外の者が滞りに立入らない様に設備すること

(八) 適当な飲肉冷蔵庫を設けること

(九) 陳列場、營業用器具、包装材料置場を設け防塵、防虫、防その設備をすること

(十) 作業台は食肉専用のものを設け清潔を保持し易いものとし、使用しないときは白布を以て覆い置くこと

(十一) 防虫、防そに充分で臭氣、汚液、飛散、漏出しない有蓋の廻棄物容器を設けること

(十二) 便所には防虫、防そ、防臭設備をなし流水式の手洗設備を設けること

(十三) 作業場は衛生状態を保持し仕切りその他適当な方法により一定の区劃をなし計画製造量に応じた面積及び施設を有すること

(十四) 天井及び側壁は塵、埃等の落下しない清潔を保持し易い構造であること

(十五) 地盤及び地盤より高さ一メートル以上までの周壁は不滲透質材料で築造し且つ地盤は排水設備をすること

(十六) 採光、換氣、照明を充分にすること

(十七) 作業場は食肉専用のものを設け清潔を保持し易いものとし、使用しないときは白布を以て覆い置くこと

(十八) 適当な飲肉冷蔵庫を設けること

(十九) 陳列場、營業用器具、包装材料置場を設け防塵、防虫、防その設備をすること

(二十) 適当な専用冷蔵庫の設備をすること

(二十一) 下水溝、下水管は不滲透質材料で築造し防そ設備をすること、なお埋溝でないもの、臭氣の発散しないよう蓋を設けること

(二十二) 防塵、防虫、防そ設備をすること

(二十三) 飲用に適する水を充分且つ便利に供給する設備をすること

(二十四) 不滲透質材料で造った汚物溜、污水溜を作業場外に設け完全な覆蓋をなし防虫に対する措置を講ずること

(二十五) 便所は作業場外に設け流水式手洗設備をすること

00845

(十六) 更衣室を設けること

林業種苗法施行細則を次のように定める。
昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西 尾 爰 治

林業種苗法施行細則

第一條 林業種苗法施行規則(以下規則という。)第一條の母樹又は母樹林の指定を申請しようとするものは、

様式第一号の申請書に様式第二号の毎木調査野帳及び位置図を添えて知事に提出しなければならない。

第二條 母樹又は母樹林の指定を受けようとする立木は、次の條件を具えなければならない。

一、樹齢は環境條件が中庸以上の土地で、普通以上の成長をした場合、相當豊富に結実する年齢の範囲内

にあつて、材質良好、健全な生育をした老衰の徵候がないもの。

二、樹種ごとの樹齡、樹高、胸高、周囲の標準は次の

鳥取縣公報 第千九百八十五號 昭和二十四年二月十五日

通りである。

すぎ、樹齡七十年以上、樹高十間以上、胸高周囲

三尺五寸以上

ひの木、樹齡五十年以上、樹高八間以上、胸高周囲

二尺五寸以上

あかもつ、くらもつ、樹齡四十年以上、樹高八間

以上、胸高周囲二尺五寸以上

第三條 規則第四條の申請書は様式第三号による。

第四條 母樹又は母樹林内で次の各号の一に該当する作業をしようとする者は、様式第四号の申請書を知事に提出しなければならない。

一 母樹の剥皮

二 種苗採取樹木以外の木竹の伐採

三 開墾又は土石、切芝、樹根、埋木等の採取若しくは採堀

四 家畜の放牧

第五條 母樹又は母樹林に病虫害が発生し又は風雪その他被害があつたときは、その所有者は直ちに様式第

第十條 規則第九條の申請書は様式第十号による。

第十一條 配付の目的で、母樹又は母樹林以外の樹木か

63800

00847

ら、^サ苗を採取しようとする者は、様式第十一号の申請書を採取しようとする期日の一ヶ月前までに、知事に提出し許可を受けなければならない。

第十二條 配付の目的で採取する天然生稚苗は、規則第十二條の規定に抵觸しない林分の地表に発生したもので、その上木と同一のものに限る。

前項の稚苗を採取しようとする者は、前條に準じて申請書を提出し知事の許可を受けなければならない。

第十三條 規則第十二條の報告は様式第十号二の一及び様式第十二号の二による。

第十五條 種子又は苗(播種を含む。)の販売を業とする者は、規則第十五條の報告書を様式第十四号により

提出する外、樹苗養成の状況を調査し様式第十五号によつて毎年八月末までに報告しなければならない。

第十六條 配付の目的で種子又は樹苗を県内に移入し又は縣外に移出しようとする者は、様式第十六号によつて毎年八月末までに報告しなければならない。

五号の報告書を、知事に提出しなければならない。

第六條 規則第五條の報告書は様式第六号による。

第七條 母樹又は母樹林の所有者は規則第六條の報告書を様式第七号によつて提出する外、毎年の種子の結果状況を調査し、様式第八号によつて八月末日までに知事に報告しなければならない。

第八條 規則第七條の補償の請求をしようとするものは、様式第九号の一及び第九号の二により、毎年十一月末日までに知事に提出しなければならない。

第九條 前條の價額算定に使用する立木の材積の算出は、次の式による。

$$V = F \cdot G \cdot H$$

Vは幹材積

Fは胸高形数(別表による。)

Gは胸高(地上四尺)断面積

Hは樹高

63800

て申請し知事の承認を受けなければならない。

第十七條 この細則において用いる数字の単位は次の通りとする。

一 寸法は樹高について間を、胸高周囲については寸を単位とし、単位未満は四捨五入すること。

二 材積は石を単位とし、単位以下に二位にとどめ、三位未満は四捨五入すること。

三 金額は円を単位とし、単位以下三位未満は四捨五入すること。但し計では単位以下二位にとどめその端数は切り捨てる。

四 前記以外のものについては総べて単位以下三位未満は切り捨てる。

第五條 この細則によって知事に提出する書類は、所轄地方事務所を経由しなければならない。

この規則は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

附則

00850

鳥取縣知事 宛 氏名 國

注 意

- 一、作業の種類は木竹伐採、母樹剥皮その他第四條各号に該當する事項を記載すること。

- 二、申請者が所有者でないときは所有者と連署すること。

- 三、位置図には出願地の見取図(縮尺百分の一)を添附すること。

母樹(母樹林)被害状況報告書			
登録番号	別定指樹種	樹胸周圍高	樹本數
	齡	胸	齡
	寸	周	周
	間	圍	間
	本	高	本
	種	數	種
	別	別	別
	現	現	現
	復	復	復
	舊	舊	舊
	新	新	新
	市	町	村
	字	大字	字
	番	番	番
	地	地	地
	備		
	考		

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告します。

月 日

- 右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告します。

様式第六号

母樹(母樹林)異動報告書

登録番号	号
所在地	郡(市) 町(村) 大字 字 番地
異動事項	年 月 日

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告します。

月 日

鳥取縣知事 殿 氏名 國

注 意

- 一、指定別欄は母樹又は母樹林に区別すること。

- 二、被害状況欄の種別は病虫害、風雪害その他の区別を記入し、実況欄は被害発生の日時及び損害の範囲状況を記し、復旧見込欄は母樹又は母樹林として復旧見込の有無を記載すること。

母樹(母樹林)種苗採取状況報告書

登録番号	樹種	結実	種子又は種子採取年	種子又は種子採取量	種苗採取者
	月 日				

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告します。

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告すること。

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告すること。

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告すること。

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告すること。

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り被害がありましたから林業種苗法施行細則第六五條により報告すること。

年 月 日

住 所

氏 名 國

00850

00850

00800

右林業種苗法施行細則第七條により報告します

年 月 日

住 所

所有者 氏 名 國

鳥取縣知事 宛

注 意

一、その年の種子結実状況を調査し八月末日までに提出すること。

二、採取見込数量並びに単價は結果とすること。

様式第九号の一

損失補償請求書

一金 円 錢也

右は 年 月 日登録番号第 号母樹（母樹林）として指定せられたために生じた直接の損害であるから、林業種苗法施行規則第七條により損失額算定書を添えて請求します

年 月 日

住 所

注

一、摘要欄は一石当たり單價算出の基礎を記載すること。

意

と。

母樹（母樹林）		損失額	算出單價	係數	B
A		(A×B)			
X = F		1 + NP + R			
公式					
損失額					
登 帳	錢				
場					
名					
市					
樹					
種					
周					
胸					
高					
圍					
木					
太					
生					
F					
木					
より					
(B)					
経費					
費					
支					
出					
費					
金					
額					
備					
考					
計					

明 説	費 目	一石當單價	概 要	備 考
費	造材費			
伐	小沢出運			
還	搬			
計	(B)			

企業利益率 (R)	参考事項
月 当 利 率 (P)	
資本回収月数 (N)	
係數 = I + 資本回収月数 × 利率 + 企業利益率	

- 00853
- 一、備考欄は運搬の区間及び方法で記載すること。
- 三、用紙は洋紙日本標準規格B5とす。
- (幅13.2cm
縦25.7cm)
- 四、経材積の算定は本令第九條の算式によること。

様式第十号

母樹（母樹林）解除申請書

指定年月日及 登録番号	所在地	樹種	樹齡	胸高	樹高	本數	面積	金額	備 考
市村字番	郡町大字	地	周圍	胸高	樹高	面積	備 考		

年 寸 間 本町歩 円

右は何々（解除を必要とする事由を詳記すること）であるから母樹（母樹林）を解除せられたいので位置図を添え申請します

年 月 日

住 所

氏 名 國

右の通り採取致したいので林業種苗法施行細則第十一條により申請します

00854

鳥取縣知事	住 所	採取木(採取林)所有者氏名團
宛	姓	名
	年 月 日	

右林業種苗法施行細則第十三條により御届けします

苗圃の位置 郡 町 大字 字 番地

右林業種苗法施行細則第十三條により御届けします

苗圃の面積 郡 町 大字 字 番地

- 一、採取林では樹齡、樹高、胸高周圍はその範囲を記載すること。
- 二、面積は採取林に限り記載し、見込みは実測によること。
- 三、位置図添附のこと。

様式第十二号の一

林業種苗當業届					
位 置	市 郡	村 町 大字	字	番 地	
營業開始 年 月 日	年	月	日		
取扱 種類 又 は 品 等					

右林業種苗法施行細則第十三條により御届けします

鳥取縣知事 住 所 氏 名 團 年 月 日

様式第十二号の二

變更事項	摘要	要
鳥取縣知事	住 所 氏 名 團	

00855

注 意					
一、変更事項欄には規則第十三條第一項各号事項の変更及び營業者の変更又は營業廃止した場合の該当事項を明記すること。					
様式第十三号					
針金	樹種及び量	升	合	四寸	分八寸二
票 証 保 子 種					
營業所位置	母樹 林所在地 材齡	市 郡 村 大字 字 番地	市 郡 村 大字 字 畔地	市 郡 村 大字 字 畔地	
發芽率	鑑定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	分八寸二

様式第十三号

一、変更事項欄には規則第十三條第一項各号事項の変更及び營業者の変更又は營業廃止した場合の該当事項を明記すること。

様式第十三号

注 意					
一、持穂、苗木保証票の文字は赤その他は黒色とする。					
二、苗木被包の外部に添附すること。					
針金	樹種及び量	升	合	四寸	分八寸二
票 証 保 子 種					
營業所位置	母樹 林所在地 材齡	市 郡 村 大字 字 畔地	市 郡 村 大字 字 畔地	市 郡 村 大字 字 畔地	
品 等	營業所位置	母樹 林所在地 材齡	市 郡 村 大字 字 畔地	等根廻 寸長さ 尺寸	
營業者	市 郡 村 大字 字 畔地	市 郡 村 大字 字 畔地	市 郡 村 大字 字 畔地		

様式第十四号

一、「種子保証票」の文字は赤その他は黒色とする。

二、種子の容器又は被包の外部に添附すること。

注 意

一、「種子保証票」の文字は赤その他は黒色とする。

二、種子の容器又は被包の外部に添附すること。

年 月 日

住 所

名 印

鳥取縣知事 宛

氏

三、種苗販売状況

樹種発芽率、苗木の年生を異にするごとに記載すること。

00856

樹種 (樹齡)	採取量 本數 數量	採取場所 時期 郡町 市村 字番 字番 地	立木 森林 所有者 姓名 備考	計	
				樹種 樹齡	種子 發芽率 數量 年生 本數
母樹					
(母樹)					
その他					

一、種苗仕入状況

仕入先 住所氏名	種 別	樹種 樹齡	種子仕入量 苗仕入量	備 考	計	
					發芽率 數量 年生 本數	備 考
母樹						
(母樹)						
その他						

二、種苗仕入状況

仕入先 住所氏名	種 別	樹種 樹齡	種子仕入量 苗仕入量	備 考
母樹				
(母樹)				
その他				

注 意 仕入先は母樹 (母樹林) その他立木 (森林)

樹園所在地 郡町 市村 字字 番地	播種 量 積見込 數 面得 苗面 積見込 數 量積 見入 數	計	
		播种 床 春	備 考

様式第十五号

注意 販賣先は母樹 (母樹林) その他の立木 (森林)
樹種、発芽率、苗木の年生を異にする毎に区分記
載する。

00857

本年における樹苗養成状況の通りでありますから、林業種

苗法施行細則第十五條により報告します

年 月 日

鳥取縣知事 宛 名 印

鳥取縣知事

宛

住所

氏

名

圃

(別表) 胸高形数

樹高	樹種	すき、あかもつ	ひのき
七間	○	四九九	五二四
八	○	四八八	五一五
九	○	四五六	五〇二
一〇	○	四七一	五〇七
一一	○	四五六	四九七
一二	○	四六〇	四九三
一三	○	四五五	四九〇
一四	○	四五二	四八七
一五	○	四四八	四八四
一六	○	四四五	四八〇
一七	○	四四三	四七八
一八	○	四四〇	四七八
一九	○	四三八	四七七

右の通り移出(移入)致したいから御承認せられるよう
うる願します

年 月 日

住 所

00858

- 一〇 ○、四三六 ○、四七六
 一一 ○、四三五 ○、四七四
 一二 ○、四三三 ○、四七三
 一三 ○、四三一 ○、四七二
 一四 ○、四三〇 ○、四七一
 一五 ○、四二九 ○、四七〇
 一六 ○、四二八 ○、四六九
 一七 ○、四二六 ○、四六八
 一八 ○、四二五 ○、四六八
 一九 ○、四二四 ○、四六七
 二〇以上 ○、四二三 ○、四六六

告 示

◆鳥取縣告示第七十九号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により東伯郡社村農地委員会委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

- 一、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日より
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 二、昭和二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 三、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 四、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 五、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 六、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 七、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 八、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 九、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一〇、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一一、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二三、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二四、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二五、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二六、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二七、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二八、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一二九、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一三〇以上、昭和二十四年二月十五日
 同二十四年二月十五日まで
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第八十一号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第八十二号

東伯郡鶴山耕地整理組合の組合長並に組合副長に左の者が選任の件昭和二十四年二月八日認可した。

昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一、建築主の住所 米子市角盤町二丁目三九
 二、氏名 薩谷茂彦
 一、建築物の位置 米子市勝田町二九七
 二、同 用途 専用住宅
 一、同 構造 木造 粉草 平家建 一棟
 二、同 規模 建築面積 二三・二平方米
 三、突出する部分 同
 四、許可條件
 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 二、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
 三、この建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

◆鳥取縣告示第八十三号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年二月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00859

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一、建築主の住所 東伯郡倉吉町大字越殿町
 二、氏名 柴田兵太郎
 三、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字越殿町
 一五六〇ノ五

- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
 二、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた

00860
88800
一、同 用途 住宅
一、同 構造 木造 杉皮葺 平家建 一棟
一、同 規模 建築面積 九、六九平方米
突出する部分 同

二、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ないと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

(一) 正 誤

頁 節所 「一、國民の奉祝日」

頁 節所 「一、國民の祝日」に改める

五 第八條

「一、國民の奉祝日」に改める 「一、國民の祝日」に記の通り正誤する。

誤

頁 節所 「一、國民の奉祝日」に改める 「一、國民の祝日」に改める

頁 節所 「一、國民の祝日」に改める 「一、國民の祝日」に改める

五 第十五條

「作文数学中」に改め 「作文数学」に改め 「作文数学」に改め

正

昭和二十四年二月十五日印刷
昭和二十四年二月十五日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行者 鳥取市東町
印刷所 鳥取市東町
印 刷 所 鳥取縣印 刷 所